

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
新旧対照条文 目次

○	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）	【令和四年四月一日施行】	1
○	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）	【第二条関係】	【令和四年四月一日施行】
○	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）	【第三条関係】	【令和四年四月一日施行】
○	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）	【第四条関係】	【令和四年一月一日施行】
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）	【第五条関係】	【令和四年十月一日施行】
○	国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第四百七号）（抄）	【第六条関係】	【令和四年一月一日施行】
○	特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）	【第六条関係】	【令和四年一月一日施行】
○	印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）（抄）	【第七条関係】	【令和四年一月一日施行】

改正案	現行
<p>（市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七（略）</p> <p>2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法第八十一条の二第五項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>(4) 法第八十一条の二第十項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1)・(3)（略）</p> <p>(4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保</p>	<p>（市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七（略）</p> <p>2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>(4) 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1)・(3)（略）</p> <p>(4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保</p>

除の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二〇九 (略)

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) (略)

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二〇八 (略)

4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基

除の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二〇九 (略)

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) (略)

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二〇八 (略)

4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基

準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ（略）

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1)（略）

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ（略）

二〇八（略）

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇五（略）

六 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者につき第二項及び第三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした

準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ（略）

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1)（略）

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ（略）

二〇八（略）

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇五（略）

(新設)

場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

七 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。

(新設)

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（市町村の特別会計への繰入れ等）</p> <p>第四条の三 法第七十二条の三第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。</p> <p>一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項第一号から第五号までに定める基準（令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合には、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第五項第一号から第五号までに定める基準とする。）に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）</p> <p>二 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七百三条の五第一項に定める基準（同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合には、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。）に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の</p>	<p>（市町村の特別会計への繰入れ等）</p> <p>第四条の三 法第七十二条の三第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。</p> <p>一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項に定める基準（令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合には、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第五項第一号から第四項までの規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）</p> <p>二 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七百三条の五に定める基準（同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合には、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。）に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条</p>

法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額)

2・3 (略)

第四条の四 法第七十二条の三の二第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項及び第三項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額)

二 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七百三条の五第二項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額)

2 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計(同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定に繰り入れるものとする)。

3 法第七十二条の三の二第二項及び第三項の規定による負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

2・3 (略)

(新設)

第四条の五 (略)

第四条の六 (略)

(財政安定化基金による貸付事業)

第十四条 法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金(以下この条において「基金事業貸付金」という。)の貸付けは、毎年度、当該都道府県内の収納不足市町村(法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村をいう。次項及び第十七条第一項において同じ。)に対して行うものとする。

2 基金事業貸付金の額は、当該年度における第一号に掲げる額の見込額から同年度における第二号から第四号までに掲げる額の見込額の合算額を控除した額に一・一を乗じて得た額(法第八十一条の二第一項第二号の規定による交付金の交付を受けた収納不足市町村にあつては、当該額から当該交付金の額を控除した額とし、当該市町村における保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条第二項を除き、以下同じ。)の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる収納不足市町村にあつては、当該額から厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)の範囲内の額とする。

- 一 基金事業対象保険料必要額(法第八十一条の二第十項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額をいう。以下同じ。)
- 二 基金事業対象保険料収納額(法第八十一条の二第十項第二号に規定する基金事業対象保険料収納額をいう。以下同じ。)

三 (略)

四 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金金の額

3 6 (略)

第十五条 (基金事業対象保険料必要額)

2 (略)

第四条の四 (略)

第四条の五 (略)

(財政安定化基金による貸付事業)

第十四条 法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金(以下この条において「基金事業貸付金」という。)の貸付けは、毎年度、当該都道府県内の収納不足市町村(法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村をいう。次項及び第十七条第一項において同じ。)に対して行うものとする。

2 基金事業貸付金の額は、当該年度における第一号に掲げる額の見込額から同年度における第二号及び第三号に掲げる額の見込額の合算額を控除した額に一・一を乗じて得た額(法第八十一条の二第一項第二号の規定による交付金の交付を受けた収納不足市町村にあつては、当該額から当該交付金の額を控除した額とし、当該市町村における保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条第二項を除き、以下同じ。)の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる収納不足市町村にあつては、当該額から厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)の範囲内の額とする。

- 一 基金事業対象保険料必要額(法第八十一条の二第九項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額をいう。以下同じ。)
- 二 基金事業対象保険料収納額(法第八十一条の二第九項第二号に規定する基金事業対象保険料収納額をいう。以下同じ。)

三 (略)

(新設)

3 6 (略)

第十五条 (基金事業対象保険料必要額)

2 (略)

3 第一項第二号の基金事業対象比率は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 第一項第一号の保険料必要額のうち当該市町村が負担する次に掲げる費用に充てるものとして算定される額の合算額

イ (略)

ロ 財政安定化基金拠出金（法第八十一条の二第五項に規定する財政安定化基金拠出金をいう。第二十二条第一項及び第二項において同じ。）の納付に要する費用

ハ 法第八十一条の二第十項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用

ニ (略)

二 (略)

(基金事業対象保険料収納額)

第十六条 基金事業対象保険料収納額は、各市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一・二 (略)

三 法第八十一条の二第十項第四号に規定する療養の給付等に要した費用の額の増加見込額その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額

(財政安定化基金による交付事業)

第十七条 (略)

2 基金事業交付金の額は、当該年度における第一号に掲げる額の見込額から同年度における第二号から第四号までに掲げる額の見込額の合算額を控除した額（当該市町村における保険料の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合にあっては、当該額から厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の二分の一以内の額とする。

3 第一項第二号の基金事業対象比率は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 第一項第一号の保険料必要額のうち当該市町村が負担する次に掲げる費用に充てるものとして算定される額の合算額

イ (略)

ロ 財政安定化基金拠出金（法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金をいう。第二十二条第一項及び第二項において同じ。）の納付に要する費用

ハ 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用

ニ (略)

二 (略)

(基金事業対象保険料収納額)

第十六条 基金事業対象保険料収納額は、各市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一・二 (略)

三 法第八十一条の二第九項第四号に規定する療養の給付等に要した費用の額の増加見込額その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額

(財政安定化基金による交付事業)

第十七条 (略)

2 基金事業交付金の額は、当該年度における第一号に掲げる額の見込額から同年度における第二号及び第三号に掲げる額の見込額の合算額を控除した額（当該市町村における保険料の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合にあっては、当該額から厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の二分の一以内の額とする。

- 一〇三 (略)
- 四 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金の額
- 3 (略)

(法第八十一条の二第二項の規定による財政安定化基金の取崩し)

第十八条 法第八十一条の二第二項の規定による財政安定化基金(同条第一項の財政安定化基金をいう。以下同じ。)の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、基金事業対象収入額(同条第十項第四号に規定する基金事業対象収入額をいう。次項第二号及び第二十条において同じ。)が基金事業対象費用額(法第八十一条の二第十項第五号に規定する基金事業対象費用額をいう。次項第一号及び次条において同じ。)に不足すると見込まれる場合に限り行うものとする。

2 (略)

(基金事業対象費用額)

第十九条 基金事業対象費用額は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額とする。

一 (略)

二 法第八十一条の二第三項の規定による繰入金及び同条第七項の規定による繰入金の繰入れに要した費用の額

三・四 (略)

(法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し等)

第二十一条の二 法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、次に掲げる場合に限り行うことができるものとする。

一 当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都

- 一〇三 (略)
- (新設)
- 3 (略)

(財政安定化基金の取崩し)

第十八条 法第八十一条の二第二項の規定による財政安定化基金(同条第一項の財政安定化基金をいう。以下同じ。)の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、基金事業対象収入額(同条第九項第四号に規定する基金事業対象収入額をいう。次項第二号及び第二十条において同じ。)が基金事業対象費用額(法第八十一条の二第九項第五号に規定する基金事業対象費用額をいう。次項第一号及び次条において同じ。)に不足すると見込まれる場合に限り行うものとする。

2 (略)

(基金事業対象費用額)

第十九条 基金事業対象費用額は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額とする。

一 (略)

二 法第八十一条の二第三項の規定による繰入金及び同条第六項の規定による繰入金の繰入れに要した費用の額

三・四 (略)

(新設)

道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合

二 前号に掲げる場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに「国民健康保険（次項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れが必要な場合として厚生労働省令で定める場合

2 | 都道府県は、財政調整事業（都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るため、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計における毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金を財政安定化基金に積み立て、前項各号に掲げる場合に取崩し当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる事業をいう。次項において同じ。）に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3 | 法第八十一条の二第四項の規定により都道府県が取り崩すことができる額は、当該年度における次に掲げる額の合算額の範囲内の額とする。

- 一 当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政調整事業に係る財政安定化基金の残高の額
- 二 当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額（法第八十一条の二第七項及び前条の規定による繰入金の額を除く。）

2 | 第二十二條 (略)

3 | 法第八十一条の二第七項の規定による繰入れは、第一項本文の規定による徴収が行われた年度において行うものとする。

2 | 第二十二條 (略)

3 | 法第八十一条の二第六項の規定による繰入れは、第一項本文の規定による徴収が行われた年度において行うものとする。

4 法第八十一条の二第八項の規定による負担は、同条第七項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

附 則

(退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例)
 第四条 退職被保険者等所属都道府県及び退職被保険者等所属市町村について、第二条、第四条、第四条の三から第四条の五まで、第八条から第十条まで、第二十条、第二十四条及び第二十七条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条の 三第一項 第一号	(略)	被保険者均等割額	(略)	被保険者均等割額(一般被保険者に係る額に限る。次号及び次条第一項各号において同じ。) 世帯別平等割額(一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。次号において同じ。) (略)
	(略)	規定する減額した額	(略)	規定する減額した額(被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。次号において同じ。) (略)

4 法第八十一条の二第七項の規定による負担は、同条第六項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

附 則

(退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例)
 第四条 退職被保険者等所属都道府県及び退職被保険者等所属市町村について、第二条、第四条、第四条の三、第四条の四、第八条から第十条まで、第二十条、第二十四条及び第二十七条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条の 三第一項 第一号	(略)	被保険者均等割額	(略)	被保険者均等割額(一般被保険者に係る額に限る。次号において同じ。) 世帯別平等割額(一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。同号において同じ。) (略)
	(略)	減額した額	(略)	減額した額(被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。同号において同じ。) (略)

(2) 第五第一項 第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
(1) 第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
第五第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 及びロ	(略)	(略)	(略)	(略)
第三号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
第五第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
(1) 第三号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
第五第一項	(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(調整交付金の特例)

第二十条 法第七十二条第一項に規定する調整交付金は、当分の間、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例調整交付金とする。この場合において、第四条第四項中「普通調整交付金」とあるのは「普通調整交付金及び附則第二十条第二項に規定する特例調整交付金（第六項において単に「特例調整交付金」という。）と、同条第六項中「普通調整交付金の総額」とあるのは「法第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額の九分の七に相当する額から特例調整交付金の総額を控除した額」とする。

2 (略)

(財政安定化基金の特例)
第二十一条 (略)

(2) 第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
(1) 第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
第四第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 及びロ	(略)	(略)	(略)	(略)
第三号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
第四第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
第四号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
(1) 第三号イ	(略)	(略)	(略)	(略)
第四第一項	(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(調整交付金の特例)

第二十条 法第七十二条第一項に規定する調整交付金は、当分の間、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例調整交付金とする。この場合において、第四条第四項中「普通調整交付金」とあるのは「普通調整交付金及び附則第十九条第二項に規定する特例調整交付金（第六項において単に「特例調整交付金」という。）と、同条第六項中「普通調整交付金の総額」とあるのは「法第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額の九分の七に相当する額から特例調整交付金の総額を控除した額」とする。

2 (略)

(財政安定化基金の特例)
第二十一条 (略)

2 都道府県は、特例事業に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計及び第二十一条の二第二項に規定する財政調整事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3 都道府県が当該年度における特例事業に充てることができる資金の額は、当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額を限度とする。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の見込額の合算額

イ (略)

ロ 当該都道府県が特例事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額(第二十一条、第二十一条の二第三項第二号及び第二十二條第三項の規定による繰入金金の額を除く。)

4 特例事業を行う都道府県についての第二十一条の二第三項の規定の適用については、同項第二号中「及び前条」とあるのは、「並びに前条及び附則第二十一条第三項第二号ロ」とする。

2 都道府県は、特例事業に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3 都道府県が当該年度における特例事業に充てることができる資金の額は、当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額を限度とする。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の見込額の合算額

イ (略)

ロ 当該都道府県が特例事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額(第二十一条及び第二十二條第三項の規定による繰入金金の額を除く。)

(新設)

改正案	現行
<p>（国民健康保険税の減額） 第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金額は、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円</p>	<p>（国民健康保険税の減額） 第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者</p>

円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯 十分の七

ロ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イに掲げる世帯を除く。) 十分の五

ハ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円

等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯 十分の七

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イに掲げる世帯を除く。) 十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該

に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。) 十分の二

三・四 (略)

3 法第七百三条の五第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、被保険者均等割額(納税義務者の世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である国民健康保険の被保険者につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。次号において同じ。)について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度の国民健康保険税に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

附 則

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
第十八条の五 (略)

25 21 (略)

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一・二 (略)

三 法附則第三十五条の六の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五第一項並びに第七百六条の二第一項

給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。) 十分の二

三・四 (略)

(新設)

附 則

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
第十八条の五 (略)

25 21 (略)

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一・二 (略)

三 法附則第三十五条の六の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一項

四〇六 (略)

23 (略)

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一・二 (略)

三 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五第一項並びに第七百六条の二第一項

四〇六 (略)

25・26 (略)

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 (略)

2〇30 (略)

31 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一・二 (略)

三 法附則第三十七条の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五第一項並びに第七百六条の二第一項

四〇八 (略)

九 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五第一項並びに第七百六条の二第一項

四〇六 (略)

23 (略)

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一・二 (略)

三 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一項

四〇六 (略)

25・26 (略)

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 (略)

2〇30 (略)

31 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一・二 (略)

三 法附則第三十七条の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一項

四〇八 (略)

九 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一項

十〇十二 (略)
32・33 (略)

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 (略)

2〇14 (略)

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一・二 (略)

三 法附則第三十七条の三の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五第一項並びに第七百六条の二第一項

四〇六 (略)

16・17 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の八 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法附則第三十五条の五の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九の規定の適用については、同条第一項中「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と、同条第二項第二号中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とあるのは「法附則第三十五条の五の規定により読み替えられた法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とする。

十〇十二 (略)
32・33 (略)

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 (略)

2〇14 (略)

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一・二 (略)

三 法附則第三十七条の三の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一項

四〇六 (略)

16・17 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の八 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法附則第三十五条の五の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九の規定の適用については、同条第一項中「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と、同条第二項第二号中「法第七百三条の五に規定する総所得金額」とあるのは「法附則第三十五条の五の規定により読み替えられた法第七百三条の五に規定する総所得金額」とする。

改 正 案	現 行
<p>（法第六十六条に規定する政令で定める額の算定）</p> <p>第四条 法第六十六条に規定する法第八十三条第一項の規定により支給された高額療養費又は法第八十四条第一項の規定により支給された高額介護合算療養費のうち当該療養に係るものとして算定した額に相当する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に相当する額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該被保険者が法第三十三条第四項に規定する下船後の療養補償に相当する療養の給付及び保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費の支給を受けないものとした場合に当該被保険者に対して第八条の規定により支給されることとなる高額療養費の額と当該場合に当該被保険者に対して第十一条の規定により支給されることとなる高額介護合算療養費の額との合算額</p>	<p>（法第六十六条に規定する政令で定める額の算定）</p> <p>第四条 法第六十六条に規定する法第八十三条第一項の規定により支給された高額療養費又は法第八十四条第一項の規定により支給された高額介護合算療養費のうち当該療養に係るものとして算定した額に相当する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に相当する額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該被保険者が法第三十三条第三項に規定する下船後の療養補償に相当する療養の給付及び保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費の支給を受けないものとした場合に当該被保険者に対して第八条の規定により支給されることとなる高額療養費の額と当該場合に当該被保険者に対して第十一条の規定により支給されることとなる高額介護合算療養費の額との合算額</p>

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第五条関係）【令和四年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第三十五条まで、第三十六から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第三十三 条の三	法	平成二十五年改正法附則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険

<p>第三十四 条第一項</p>	<p>法第百三十 九条第七項 (同条第九 項において 準用する場 合を含む。) 次項におい て同じ。)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険 法第百三十九条第七項から第九項ま で又は第百四十条第九項(同条第十 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けている</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>解散する</p>	<p>法</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険 法第百四十五条第一項又は平成二十 五年改正法附則第十九条第九項の規 定により解散する</p> <p>(新設)</p>

<p>係る免除保 険料額</p>	<p>の規定によ り免除保 険料額（当 該加入員 の標準報 酬月額及 び標準賞 与額にそ れぞれ法 第八十一 条の第三 項に規定 する免除 保険料率 （以下「免 除保険料 率」とい う。）を 乗じて得 た額を以 て以下同 じ。）又 は免除保 険料額に 法第三百 十八條第 四項に規 定する割 合を乗じ て得た額 を免除さ れている</p>
<p>係る免除保 険料額（当 該加入員 の標準報 酬月額及 び標準賞 与額にそ れぞれ平 成二十五年 改正法附 則第五條 第一項の 規定によ りなその 効力を有</p>	

<p>(新設)</p>	
-------------	--

<p>(新設)</p>	
-------------	--

<p>第三十四 条第二項</p>	<p>法第百三十 九条第七項 又は同条第 八項若しく は法第百四 十条第九項 の規定によ り免除保険 料額又は免 除保険料額 に法第百三 十八条第四 項に規定す る割合を乗 じて得た額 を免除され ている</p>	<p>を、次の各号に掲げる加入員の区分</p>	<p>法第百二十 九条第二項</p>	<p>するものとされた改正前厚生年金保 険法第八十一条の三第一項に規定す る免除保険料率（以下「免除保険料 率」という。）を乗じて得た額をい う。（以下同じ。）</p>	<p>法第百二十 九条第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険 法第百二十九条第二項</p>	<p>法第百二十 九条第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険 法第百二十九条第二項</p>
----------------------	--	-------------------------	------------------------	--	------------------------	--	------------------------	--

	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

加
す
る
こ
と
が
で
き
る。

に
応
じ
、
当
該
各
号
に
定
め
る
割
合
ま
で
増
加
す
る
こ
と
が
で
き
る。

一 次号に掲げる加入員以外の加入員

二 平成二十五年改正法附則第五条
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項若しくは第八項又は第百四十条第九項の規定の適用を受けている加入員（その育児休業等（法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。）の期間が一月以下であるものに限る。） 当該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保険料額（標準賞与額に係る免除保険料額に限る。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）を控除して得た額の当該加入員に係る掛金の額に対する

○ 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七七号）（抄）（第六条関係）【令和四年一月一日施行】
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第二項第八号の固定資産） 第一条の五 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一〜七 （略） 八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第一項若しくは第五項に規定する事業に係る施設又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条若しくは雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条の規定による施設の用に供する固定資産で公益社団法人又は公益財団法人が国から当該施設の経営の委託を受けたことにより無償で使用しているもの 九〜十二 （略）</p>	<p>（法第二条第二項第八号の固定資産） 第一条の五 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一〜七 （略） 八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第一項若しくは第三項に規定する事業に係る施設又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条若しくは雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条の規定による施設の用に供する固定資産で公益社団法人又は公益財団法人が国から当該施設の経営の委託を受けたことにより無償で使用しているもの 九〜十二 （略）</p>

○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第六条関係）【令和四年一月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（年金特別会計における特別保健福祉事業の範囲） 第十五条（略）</p> <p>2 法附則第三十二条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、健康保険法第五十条第一項及び第五項に定める健康保険事業の保健事業及び福祉事業（被保険者及びその被扶養者の療養又は出産のために必要な費用に係る資金の貸付けを除く。）のうち、国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るために行うものに係る財政上の措置とする。</p>	<p>附則</p> <p>（年金特別会計における特別保健福祉事業の範囲） 第十五条（略）</p> <p>2 法附則第三十二条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、健康保険法第五十条第一項及び第三項に定める健康保険事業の保健事業及び福祉事業（被保険者及びその被扶養者の療養又は出産のために必要な費用に係る資金の貸付けを除く。）のうち、国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るために行うものに係る財政上の措置とする。</p>

改正案	現行
<p>（非課税となる資金の貸付けに関する文書の範囲）</p> <p>第三十一条 法別表第三に規定する船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるものは、次に掲げる文書とする。</p> <p>一 船員保険法第百十一条第五項（保健事業及び福祉事業）に規定する資金の貸付け（同法第八十三条第一項（高額療養費）又は第七十三条第一項（出産育児一時金）若しくは第八十一条（家族出産育児一時金）の規定により高額療養費又は出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金（以下この号において「療養費等」という。）が支給されるまでの間において行われる当該療養費等の支給に係る療養又は出産のため必要な費用に係る資金の貸付けに限る。）に關して作成する文書</p> <p>二 国民健康保険法第八十二条第九項（保健事業）に規定する資金の貸付け（同法第五十七条の二第一項（高額療養費）又は第五十八条第一項（その他の給付）の規定により高額療養費又は出産育児一時金（以下この号において「療養費等」という。）が支給されるまでの間において行われる当該療養費等の支給に係る療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けに限る。）に關して作成する文書</p>	<p>（非課税となる資金の貸付けに関する文書の範囲）</p> <p>第三十一条 法別表第三に規定する船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるものは、次に掲げる文書とする。</p> <p>一 船員保険法第百十一条第三項（保健事業及び福祉事業）に規定する資金の貸付け（同法第八十三条第一項（高額療養費）又は第七十三条第一項（出産育児一時金）若しくは第八十一条（家族出産育児一時金）の規定により高額療養費又は出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金（以下この号において「療養費等」という。）が支給されるまでの間において行われる当該療養費等の支給に係る療養又は出産のため必要な費用に係る資金の貸付けに限る。）に關して作成する文書</p> <p>二 国民健康保険法第八十二条第三項（保健事業）に規定する資金の貸付け（同法第五十七条の二第一項（高額療養費）又は第五十八条第一項（その他の給付）の規定により高額療養費又は出産育児一時金（以下この号において「療養費等」という。）が支給されるまでの間において行われる当該療養費等の支給に係る療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けに限る。）に關して作成する文書</p>